



令和4年10月7日
自動車局車両基準・国際課
自動車局審査・リコール課

排出ガス規制に粒子数（PN：Particle Number）の基準を導入します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に関する国際規則の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN：Particle Number）の基準が追加されたことから、国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）」の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN：Particle Number）の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。なお、この世界統一排出ガス測定法は、我が国が議論を主導し平成26年3月に成立したものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する（※）。
（※）中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））において、大気環境保全対策として、粒子状物質について、粒子数の基準を新たに導入することが適当であるとされたことを踏まえたものです。
- (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車に備えられた電動パーキングブレーキについて、意図しない発進を防ぐため自動作動要件を追加する。
- (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものの前方視界について、広い視野を確保するべく乗用車等（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車）と同じ要件を適用する。
- (4) 車両総重量 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものを除く）のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車について、今後の普及を見据えて、燃料消費率、電力消費率を適切に評価するための測定法を定める。

2. 公布・施行

公布：令和4年（2022年）10月7日

施行：令和4年（2022年）10月8日

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：【1. (1)、(4)関係】谷倉、奥山、大山

【1. (2)、(3)関係】山村、杉田、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：福藺、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、自動車の安全性を確保し、環境を保全するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 186 回会合において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」及び「大型車用制動装置の協定規則（第 13 号）」等の改訂が採択されるとともに、「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則（第 125 号）」等の補足改訂が採択された。

また、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申（令和 2 年 8 月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN: Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、以下のとおり、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

協定規則第 13 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

・ディーゼル車

新 型 車：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 7 年（2025 年）10 月 1 日

・ガソリン車

新 型 車：令和 6 年（2024 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

- ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く、車両総重量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては適用除外あり）に備えられた電動パーキングブレーキについて、以下等の自動作動に関する要件を追加する。

【要件】

- ・車両が停止していることが検知され、以下のいずれかの条件が満たされたときにパーキングブレーキを自動で作動させること。
 - (a) イグニッション／スタートスイッチがオフになっている又はキーが取り外されている場合
 - (b) ドアの解放やシートベルトの解除等を検知してドライバーが運転席を離れていると判断される場合、又はバスにおいてはドライバーによる操作が30秒を超えて行われない場合
- ・当該自動作動はドライバーの操作により解除されてもよいものとする。

【適用日】

新 型 車：令和6年（2024年）9月1日

継続生産車：令和8年（2026年）9月1日

- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）の前方視界について、以下等の乗用車等（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車）と同じ要件を適用する。

【要件】

- ・Aピラーによって視野が遮蔽される許容範囲
- ・運転者の左右180°及び一定の上下方向の視野範囲における遮蔽物の設置の禁止

【適用日】

新 型 車：令和6年（2024年）7月1日

継続生産車：令和8年（2026年）7月1日

- ④ 車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く）のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の燃料消費率、電力消費率の試験法を定める。

【適用日】

- ・電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車

新 型 車：令和7年（2025年）4月1日

継続生産車：令和9年（2027年）4月1日

- ・燃料電池自動車

新 型 車：令和10年（2028年）1月1日

継続生産車：令和12年（2030年）1月1日

- (3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(2)①の改正については、ディーゼル車であれば令和5年10月1日より基準適用とするほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年10月7日

施 行：令和4年10月8日

大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の基準を強化します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国の主導のもと、大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）に関する国際規則の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

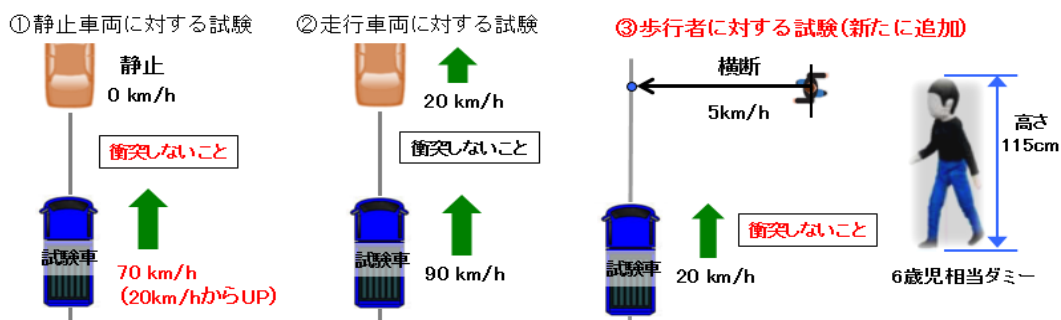
今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS：Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該AEBSの国際基準改正及び同時に成立しました「車両後退通報装置」に係る新国際基準は、我が国の交通安全環境研究所が、それら基準改正及び策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導し合意に至ったものです。

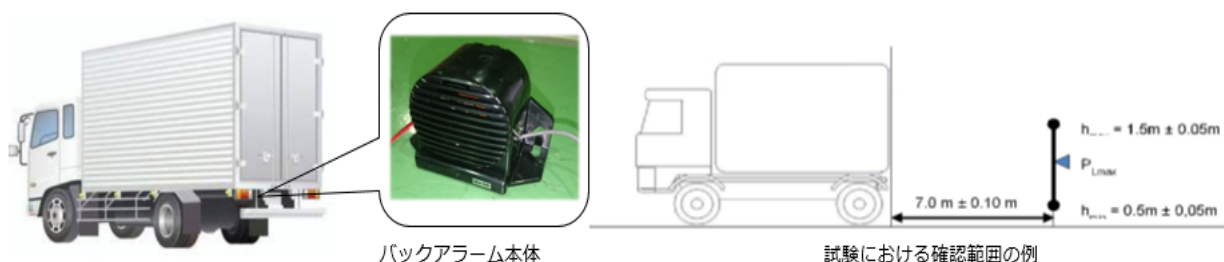
1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) トラック・バス等には、新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）を備えなければならないこととする。

【主な制動要件・試験法】（赤字：今次改正による強化）



- (2) トラック・バス等には、後退時に警報音を発する車両後退通報装置（バックアラーム）を備えなければならないこととする。



- (3) 高速道路での車線維持機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、車線変更機能の要件を追加する。また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。



2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）1月4日

施行：令和5年（2023年）1月4日（1. (2)は令和5年1月19日）

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第187回会合において、「車両後退通報装置に係る協定規則（第165号）」が新たに採択されたほか、「歩行者保護に係る協定規則（第127号）」、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS:Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」、「照射灯火の統合規則に係る協定規則（第149号）」、「自動車線維持システムに係る協定規則（第157号）」等の改訂が採択された。

また、運転者が不在となる自動運転車の実現に向けて、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が成立したところ、自動運転車の保安基準についても整備を行う必要がある。

加えて、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN:Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、対車両の強化された制動要件並びに対静止車両及び対走行車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【要件】

- ・ 車両、歩行者に対して所定の制動要件（別紙2参照）を満たすこと
- ・ 60km/h以下で走行している場合には、40km/h以上減速又は停止すること
- ・ 10km/hから最高設計速度の範囲（対歩行者：20～60km/h）で作動すること
- ・ 緊急制動の開始0.8秒前までに警報すること（対歩行者の場合、緊急制動開始前）

【適用日】

新 型 車：令和7年9月1日 継続生産車：令和10年9月1日

- ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5 トン以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車、被牽引自動車等を除く。）について車両後退通報装置を備えなければならないこととする。

【要件】

- ・ 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること
- ・ 通報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、“通常レベル”を必須とすること
（低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB）
- ・ 通報装置の一時停止機能は後退時車両直後確認装置（UN-R158）を備えている場合を除き設けてはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること
 - 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - 車両の再始動時に自動で解除されること

【適用日】

新 型 車：令和7年1月19日 継続生産車：令和9年1月19日

- ③ (i) 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車については車線変更機能の要件を追加する。(ii) また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。

【要件】

(i) 関係

- ・ システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・ 車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと

(ii) 関係

- ・ 運転者の存在を前提としない自動運行装置については、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させること

【適用日】

(i) 関係

新 型 車：令和5年9月1日 継続生産車：令和9年9月1日

(ii) 関係

公布・施行と同日

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むこととする。

【要件】

- 歩行者に自動車が発生した際に、歩行者の頭部が接触することを想定したボンネット及び前面ガラスで構成される試験エリアのうち 2/3 以上の面積で所定の頭部障害基準値を満たすこと

| | 改正前 | 改正後 |
|---------------|--|--|
| 頭部保護性能確認試験エリア | <p>試験エリア：ボンネット</p> | <p>試験エリア：ボンネット+前面ガラス</p> |
| 基準値 | <ul style="list-style-type: none"> 試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <p>※HIC:頭部傷害値 (Head Injury Criterion)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ボンネット試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <u>ボンネット試験エリアと前面ガラス試験エリア合計の 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。</u> |

【適用日】

新 型 車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日

- ⑤ 配光可変型前照灯を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）において、運転者の運転操作を支援するための情報（運転支援プロジェクション）を路面に投影することを可能とする。

【要件】

- 以下の警告に限り投影することを可能とする

| 投影できる運転支援プロジェクション | | | |
|-------------------|--------|------|----------|
| | | | |
| 路面凍結警告 | 衝突危険警告 | 逆走警告 | 車線維持支援警告 |

【適用日】

令和8年9月1日

- ⑥ ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く。）について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

（ガソリン車） 新 型 車：令和6年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日

（ディーゼル車）新 型 車：令和5年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第59条第1項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、車両後退通報装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、車両後退通報装置を追加する。
- ② 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定期則第165号に基づき認定された車両後退通報装置を追加する。
- ③ 協定期則第127号、第131号、第149号、第157号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両後退通報装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (1)①の改正を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキの型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改める。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(1) ①の改正について令和7年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和5年1月4日

施 行：令和5年1月4日

ただし、車両後退通報装置に係る部分【2. (1)②、(2)、(3)①②、(4)①、(5)の一部及び(6)の一部】は令和5年1月19日施行とする。

大型車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)に関する基準改正



基準改正の経緯等

- トラック、バス等の大型車の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS:Advanced Emergency Braking System)については、メーカー各社の努力、2013年に成立した国連規則(UNR131)を踏まえた義務付け等により広く普及し大型車の交通事故削減に繋がっている。
- また、この国連規則については、成立以降の技術開発の進展、乗用車の衝突被害軽減ブレーキシステムに関する国連規則(UNR152)の成立を踏まえ、日本とドイツを共同議長とする国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)の専門家会議において改正作業を進め、2022年6月に性能要件を大幅強化する改正提案が合意。
- この国連規則改正の発効にあわせ、今般、同規則の要件を導入するべく国内基準を改正。

主な要件

1. 作動範囲

10km/hから最高速度の範囲(歩行者の場合は少なくとも20~60km/h)において、空積載でも満積載状態でも作動すること(バスの場合、空車でも全席乗車状態でも)

2. 警報

緊急制動の開始0.8秒前(歩行者の場合、緊急制動開始前)までに警報すること

3. 緊急制動

- ・車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと(右図参照)
- ・60km/h以下で走行している場合、先行車両に対して40km/h以上の減速又は停止すること

適用日

新型車 令和7年(2025年)9月

継続生産車 令和10年(2028年)9月

【主な制動要件・試験法】(赤字:今次改正による強化)

① 静止車両に対する試験



静止
0 km/h

衝突しないこと

② 走行車両に対する試験



20 km/h

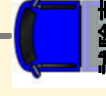
衝突しないこと

③ 歩行者に対する試験(新たに追加)



70 km/h
(20km/hからUP)

衝突しないこと



20 km/h

衝突しないこと

横断
5km/h



高さ
115cm

衝突しないこと

20 km/h

6歳児相当ダミー

概要・基準改正経緯

- ✓ **車両後退通報装置**とは、自動車の**後退時に発生する事故を防止**するために、車両の**後退を歩行者等に通報するための装置**。
- ✓ 令和4年6月の国連WP.29（自動車基準調和世界フォーラム）において、要件を規定した**国連協定新規則（UNR165）に合意**。（日本を議長とする新規則策定に向けた作業部会を平成29年に設立して議論開始）
- ✓ 同規則成立の発効を踏まえ、今般、国内基準を改正し、**車両総重量3.5トン超のバス及びトラックに対して車両後退通報装置を装備義務付け**。

車両後退通報装置（バックアラーム）の取付例

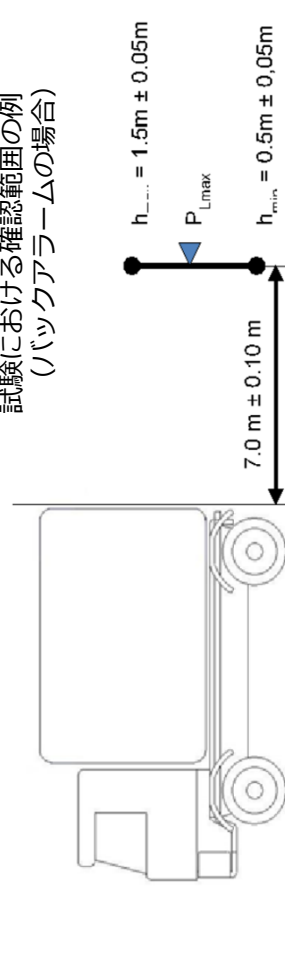


バックアラーム本体

車両後退通報装置の機能、性能等の要件

- 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば**自動で音を発すること**。
- 警報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、国内では**“通常レベル”を必須とすること**。
(低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB)
- **一時停止機能は、後退時車両直後確認装置（UNR158）を備えている場合を除き設けてはならず**、設ける場合には以下の要件に適合すること。
 - ・ 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - ・ 車両の再始動時に自動で解除されること

試験における確認範囲の例
(バックアラームの場合)



適用時期

- ✓ 新 型 車 : 令和7年1月～
- ✓ 継 続 生 産 車 : 令和9年1月～

自動運行装置に関する基準改正

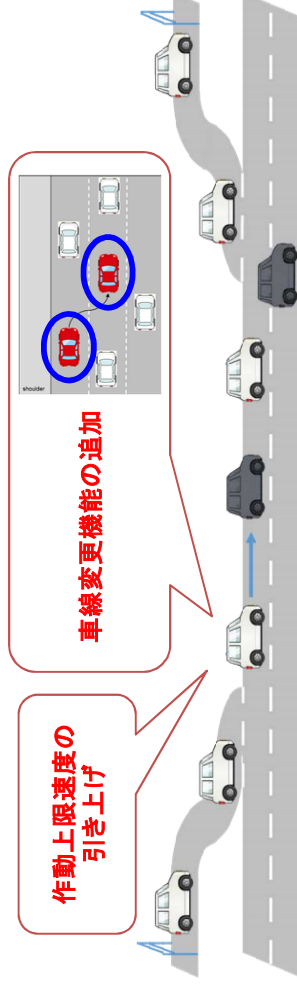
基準改正の経緯等

- ①令和4年6月、WP.29(国連自動車基準調和世界フォーラム)において、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定期則(UNR157)の改正案が合意された。
 - ②また、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律が成立し、運転者が不在となる状態での自動運転が可能となった。
- これらの経緯を踏まえ、今般、自動運行装置の保安基準を改正。

主な要件

①UNR157の改正概要

- ・システムの**作動上限速度を引き上げ**、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・**車線変更機能**を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと



②運転者が不在となる場合を想定した規定の整備

- ・運転者が不在となる場合は、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させることができること

適用日

- ①については、新型車：令和5年(2023年)9月 継続生産車：令和9年(2027年)9月
- ②については、令和5年1月

こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

こどもは身長が低いことから、特に車両の直前やその近辺ではドライバーから見えずらく見落とされるリスクが高まります。このような見落としによる事故を防止するための国際的な安全基準が、我が国の主導のもと成立しましたので、この国際基準を国内に導入することとしました。

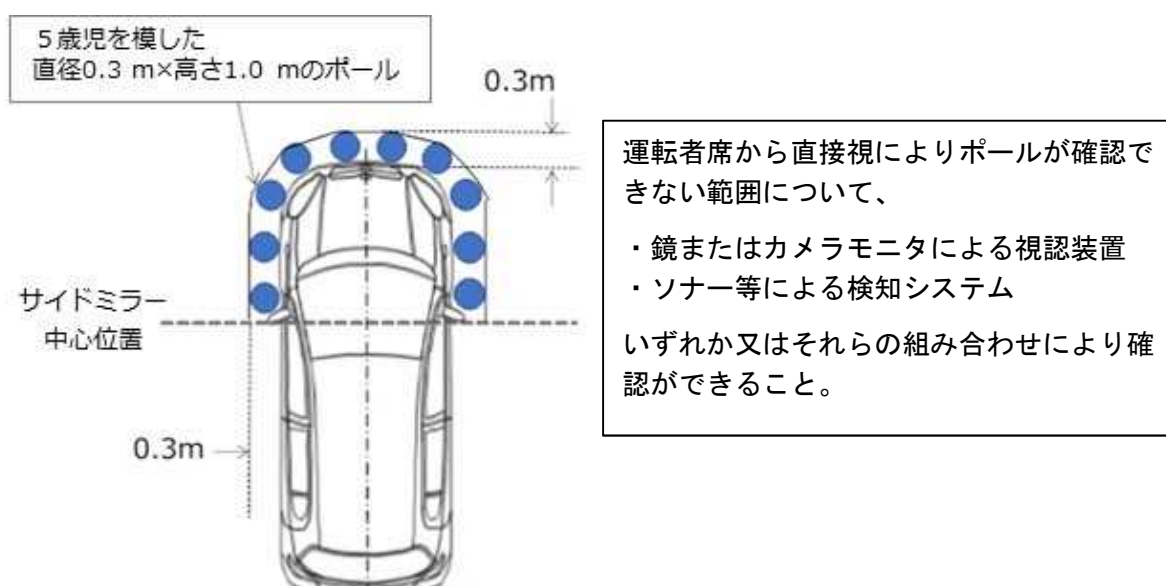
国土交通省では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「直前直左右確認装置に係る協定規則（第166号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第167号）」の制定が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、策定された新国連基準を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

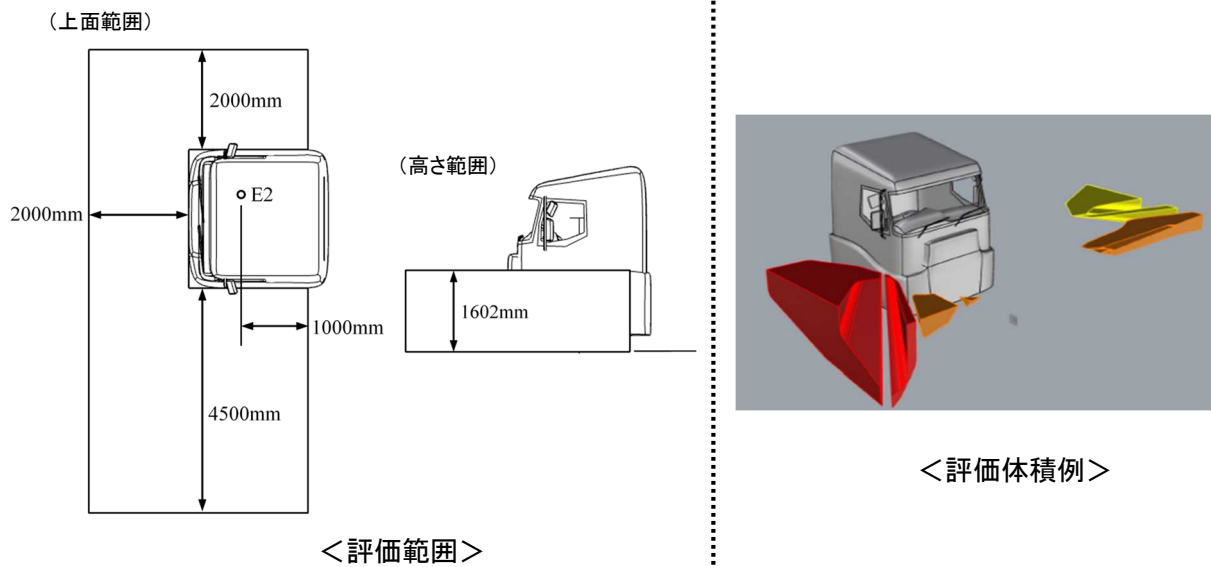
なお、当該直前直左右確認装置に係る新国連基準は、日本の国内基準をベースとし、我が国の交通安全環境研究所（松井靖浩首席研究員）が基準策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本がその策定を主導し合意に至ったものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、運転者席から死角となる車両の直前及び側面にいるこどもなどの歩行者を確認できるように、鏡やカメラモニタ等の視認装置（既存国内基準適合装置でも可）又はソナー等の検知装置を備えなければならないこととします。



(2) バスやトラックの大型車の運転視界について、運転者席から『直接』視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、運転者席を設計しなければならないこととします。



| | 最小体積 (m ³) | | |
|---------|------------------------|---------|---------|
| | カテゴリ 1※ | カテゴリ 2※ | カテゴリ 3※ |
| 運転者席側体積 | 3.4 | — | — |
| 前方体積 | 1.8 | 1.0 | 1.0 |
| 助手席側体積 | 2.8 | — | — |
| 総体積 | 11.2 | 8.0 | 7.0 |

※ 車両カテゴリが区分され、市街地走行が想定される構造の車両であるほど規制値が厳しい

<規定値>

2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）6月5日

施行：令和5年（2023年）6月5日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図りながらその安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について採用を進めているところである。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 188 回会合において、「直前直左右確認装置※に係る協定規則（第 166 号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第 167 号）」が新たに採択されたほか、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「車両火災の防止に係る協定規則（第 34 号）」、「歩行者保護に係る協定規則（第 127 号）」等の改訂が採択された。

※自動車の発進時に歩行者等と接触する事故を防止するために、車両に近接する前方及び側方を確認する装置

これを受け、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から死角となる車両の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるように、協定規則第 166 号に適合する視認装置又は検知装置を備えなければならないこととする（所定の障害物を直接視認により確認できる場合を除く）。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から直接視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、協定規則第 167 号に適合する運転者席を備えなければならないこととする。

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、直前直左右確認装置、大型車の運転者席等を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 166 号に基づき認定された直前直左右確認装置、協定規則第 167 号に基づき認定された大型車の運転者席等を追加する。

③ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改める。

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 第 34 号第 3 改訂版 | ⇒ | 第 34 号第 4 改訂版 |
| 第 127 号第 3 改訂版 | ⇒ | 第 127 号第 4 改訂版 |

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号に第 0 号第 5 改訂版を加えるほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

直前直左右確認装置、大型車の運転者席等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① (1)①の新基準について、当分の間、既存の国内基準に適合する視認装置を備えていればよいこととする。
- ② (1)②の新基準について、令和 8 年 1 月から適用開始とする。

【適用時期】

新 型 車：令和 8 年 1 月 1 日
継続生産車：令和 11 年 1 月 1 日

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 5 年 6 月 5 日

施 行：以下の通り

| | |
|---|----------------|
| 下記以外に係るもの | 令和 5 年 6 月 5 日 |
| 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等について、(1)①及び(5)①に係るもの | 令和 5 年 6 月 8 日 |
| (1)②及び(5)②に係るもの、並びに(2)①②及び(4)の一部に係るもの | |
| 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等又は使用の過程にある自動車について、(1)①及び(5)①に係るもの | 令和 5 年 9 月 1 日 |

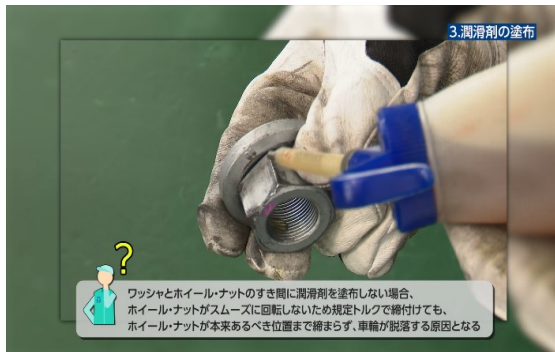
令和4年10月14日
自動車局整備課**大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！**

大型車の、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業手順をいつでも確認できるよう、解説動画を作成しYouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

近年大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）を設置しました。この検討会において車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。

【タイヤ脱着作業時のポイント】**ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布**

ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施

タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



▶ 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAmD5YVi

<添付資料> 参 考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤境、森山、渡部

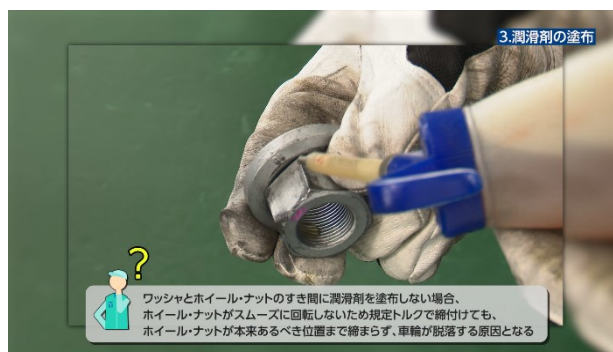
代表：03-5253-8111（内線 1411） 直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<適切なタイヤ脱着作業手順>



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

<適切なタイヤ保守管理作業手順>



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。

令和4年12月20日
自動車局技術・環境政策課
自動車局車両基準・国際課

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインを策定しました

- 国土交通省は、内閣府をはじめとした関係府省により、送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務付けされることを受け、装置の開発促進・普及拡大を目指し、性能要件等について検討を行い、今般、ガイドラインを策定しました。
- 「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の方式の装置について要件を定めました。

本年9月、送迎用のバスに置き去りにされた女児が死亡するという静岡県で起きた事案を受け、当該事案への対策を検討する関係府省会議（第4回・10月12日）において、「送迎用バスの安全装置の設置の義務化」及び、それを踏まえた「安全装置の仕様に関するガイドラインの作成」等を含む緊急対策が決定されました。

国土交通省は、学識経験者等を委員とするワーキンググループを設置し、送迎バスの運用実態や装置の開発状況等を踏まえ、ヒューマンエラーを補完する装置として、「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件を取りまとめました。

<定められた要件の概要>

(1) 降車時確認式の装置の作動（押しボタン式など）

- エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報を発する
- 運転者等が、置き去りにされたこどもがいないか確認しながら車内を移動し、車両後部の装置を操作することで、警報を解除可能
- 車内の確認と装置の操作が行われないうまま一定時間が経過すると、更に車外向けの警報を発する

(2) 自動検知式の装置の作動

- エンジン停止から一定時間後にカメラ等のセンサーにより車内の検知を開始する
- 置き去りにされたこどもを検知した場合、車外向けの警報を発する

(3) 両方式に共通の要件

- 運転者等が車内の確認を怠った場合等には、速やかに車内への警報を行い、15分以内に車外への警報を発すること（※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始）
- こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること
- 十分な耐久性を有すること（例：-30～65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等）
- 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること（※）

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、電源喪失時の故障の通知要件を緩和する。

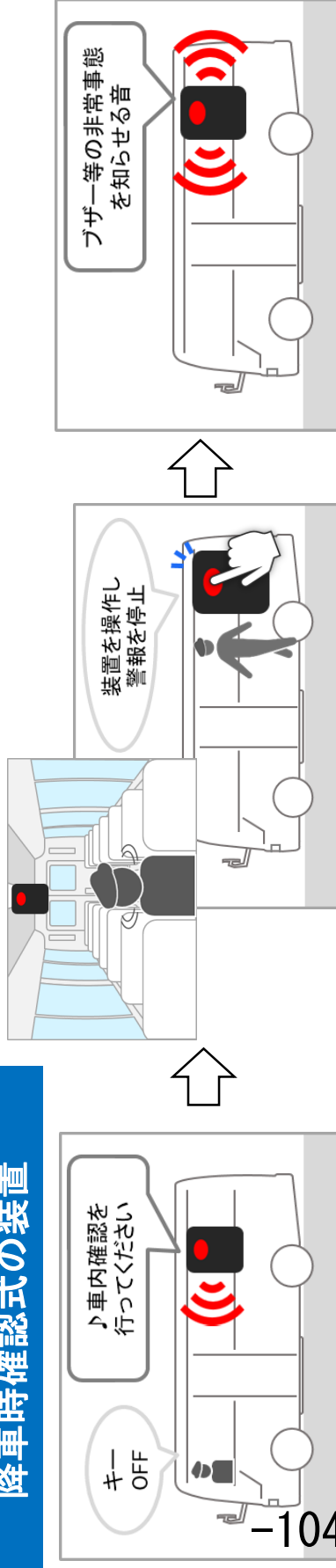
今後、同安全装置の装備義務化に向けた、関係府省による法令の整備に併せ、本ガイドラインの規定を満たす安全装置のリストの公表等の準備を進めます。

問い合わせ先

自動車局 技術・環境政策課：木内、高橋
電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）、FAX 03-5253-1639
自動車局 車両基準・国際課：武内、奥山
電話 03-5253-8111（内線 1035）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

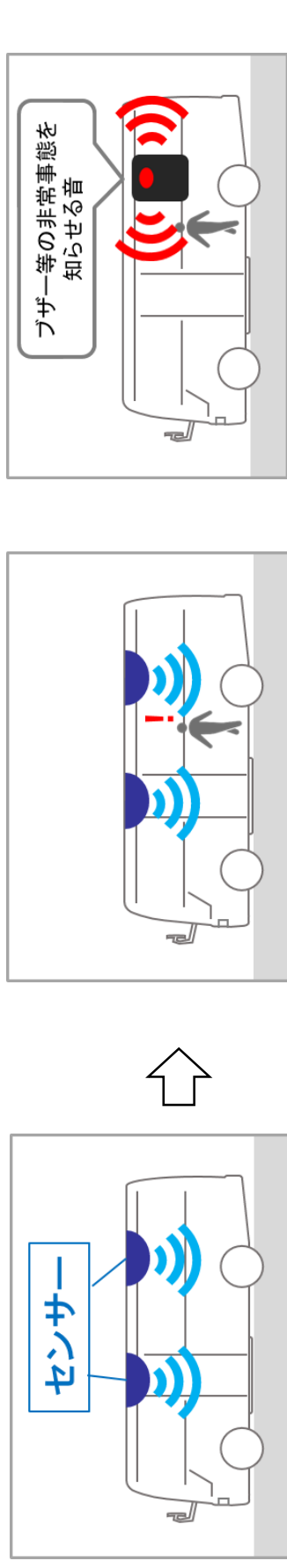


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置

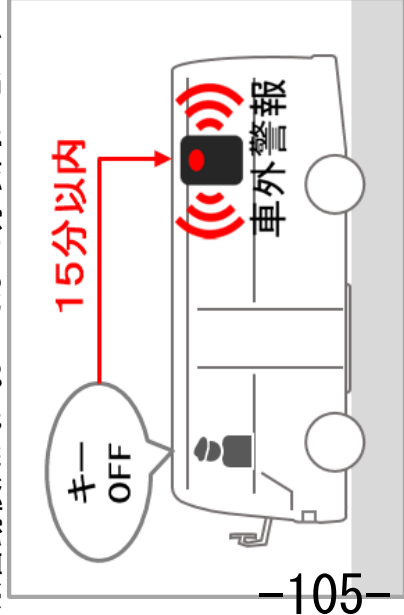


エンジン停止から一定時間後に**センサー**による**車内の検知を開始**

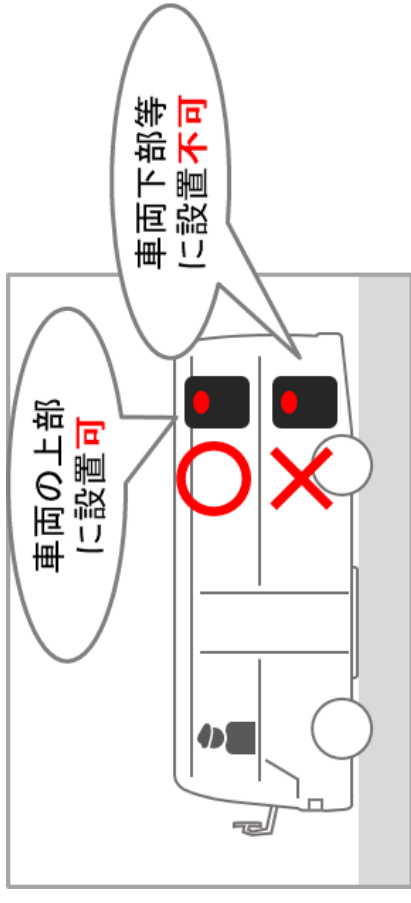
置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

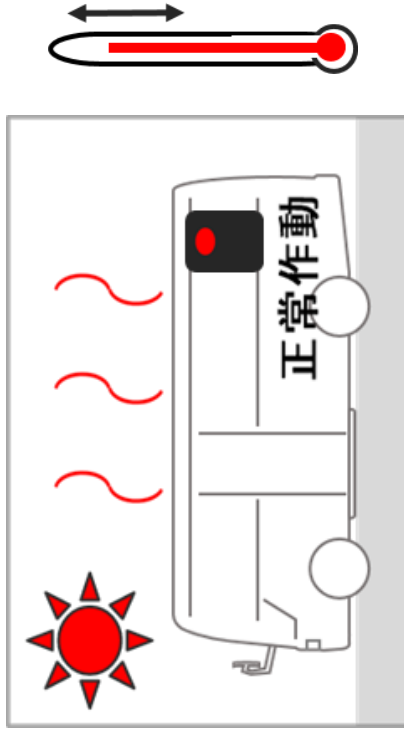


② こども等がいたらずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



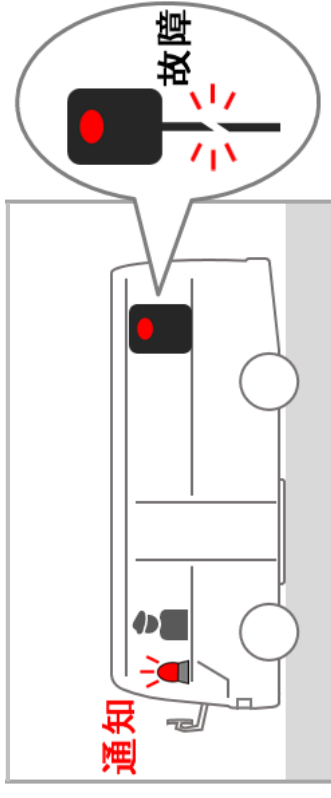
③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。





不正改造チェック項目

乗用車



消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

サスペンション
○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯
○白色であるか (方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい)
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯
○白色であるか

後退灯
○白色であるか

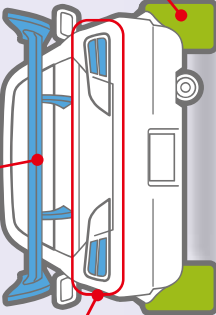
尾灯
○赤色であるか

制動灯
○赤色であるか

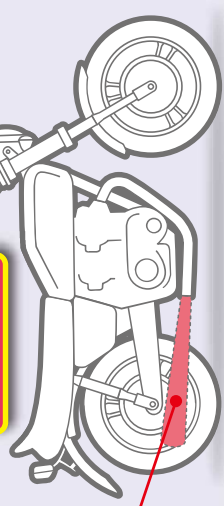
方向指示器
○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器
○赤色であるか

ウイング
○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならぬか、等



二輪車



消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー
○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置 (シートベルトリマインダー) の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス
○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー
○鋭利な突起がないか
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか

警告器
○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯
○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火 (デイライト)
○赤でないか ○点滅しないか
○光度 300cd以下であるか

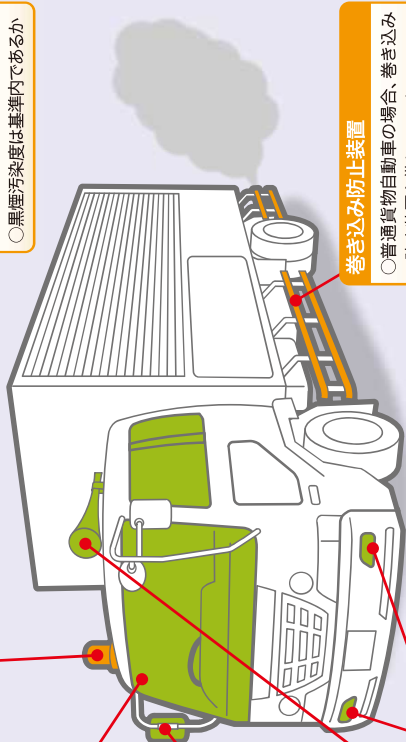
タイヤ
○回転部分から車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡
○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

二次架装
○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか (構造等変更検査の手続きが必要です)

速度抑制装置 (スピードリミッター)
○走行速度が90km/hを超えないよう燃料の供給を調整し、かつ、速度制御を円滑に行えるか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

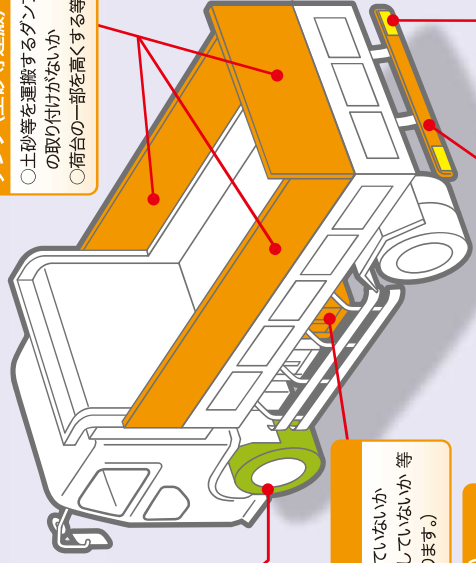
回転灯
○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
○通路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか



ディーゼル車の原動機
○黒煙汚染度は基準内であるか

巻き込みみ防止装置
○普通貨物自動車の場合、巻き込みみ防止装置を備えているか

タンブ (土砂等運搬)
○土砂等を運搬するタンブ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか



突入防止装置
○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器
○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか



不正改造は犯罪です!



空気補充時 および 充てん作業時の

安全徹底を!

毎年、空気補充時やタイヤ組立て時および修理作業に伴う空気充てん作業時に死亡事故を含めた多くの事故が発生しています。特に特殊な構造のホイールを使用する**産業車両用タイヤ**、**建設車両用タイヤ**での空気充てん作業については、注意が必要です。

1

空気圧不足のタイヤに空気を補充する場合

警告
極端な
空気圧不足
の場合は

目安は指定空気圧の半分以下

パンクなどによる低空気圧走行で、
タイヤがダメージを受けている
可能性があります。

その状態のまま空気補充して
タイヤが破裂し、作業者が死傷する
事例が発生しています。

車両からタイヤを外し、
リム解きしてチェック

タイヤサイド部および内面部に
引きずりなどの異常がない
ことを確認した上で安全囲い
の中で空気充てんをしてくだ
さい。

補充作業時または補充後、
サイド部から異音(プチプチ音など)
が聞こえたら、ただちに作業を中止し、
避難してください。



(イメージ)



■実際に起きた死亡事故の例

2

空気を入れてパンク箇所を確認する場合

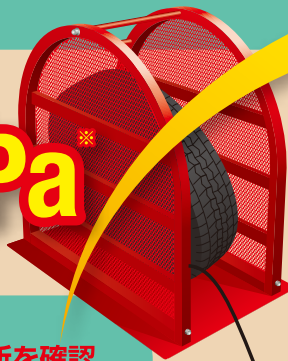
外観を
目視しても
わからない
場合は

パンク
箇所が
見つからない
場合は

安全囲いに入れた上で、まず100kPa*まで
空気を充てんし、パンク箇所を
確認してください。

基本は
100kPa
※
まで

リム解きして、
内面からパンク箇所を確認
してください。



(イメージ)

但し

トラック・
バス用タイヤ、
小形トラック用
タイヤ
の場合は

安全囲いに入れた状態で、パンク
箇所を確認しながら、少しずつ空
気充てんを行い、充てんと確認を
繰り返してください。
300kPa*になってもパンク箇所が
わからない場合は、空気充てんをや
め、リム解きして内面からパンク箇所
を確認してください。

3

二つ割りリム



まず空気を完全に抜く

安全のために車両から取り外す前に必ず空気を完全に抜いてください。空気が入った状態でリムボルト・ナットを緩めないでください。

Point 1

リムボルト・ナット、ホイールの座面が損傷するので、リムボルトの取り外しおよび締め付け作業時にインパクトレンチを使用しないでください。

Point 2

リムボルトの取り外し作業後に、ボルト・ナットの潰れ、やせ、摩滅状態等を確認し、異常があるものは新品に交換してください。

Point 3

ホイールの破損に繋がるので、ホイールの亀裂、ナット座面の荒れなどに注意してください。

| 異常なボルト・ナット | | | ホイールの亀裂やナット座面の荒れ | |
|----------------------|--------|---------|------------------|---------------|
| リムボルトのつぶれ、やせ、かじり、伸び | ナットの摩滅 | ナット角の摩滅 | ホイールの亀裂 | ホイールのナット座面の荒れ |
| <p>つぶれ やせ、かじり 伸び</p> | | | | |

(イメージ)

これらの注意を怠るとリムが飛来する恐れがある

- タイヤとリムの組み立て時リムボルト穴と車両取り付け用穴をまちがえないでください。
- リムボルト用のナットが車両の内側になるように組み立ててください。



(イメージ)

4 ロックリングタイプリム

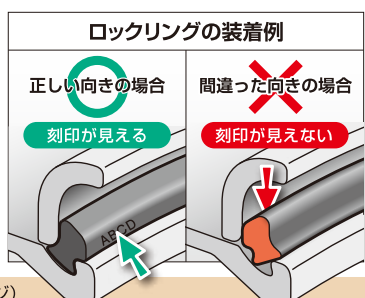


正しく組み付けないとロックリングが外れ、飛来する恐れがある

Point 1

ロックリングには向きがある!

ロックリングの向きを間違えると、リムベース（ガター）のロックリング溝に正しく組み付けることができません。



(イメージ)

Point 2

ロックリングの変形!

変形した状態（例：先端部分の重なりがないもの、先端が極端に開いてしまっているもの等）のロックリングは、正しくかん合されません。変形したものは絶対に再使用しないでください。

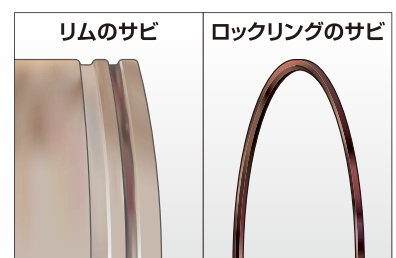
変形の判断基準は車両メーカーまたはホイールメーカーの指示に従ってください。

再使用注意

Point 3

ロックリングとリムのサビ、変形!

ロックリングおよびリムのロックリング溝にサビ、変形がひどく、十分なかん合が得られないものは再使用しないでください。



(イメージ)

2022年空気充てん作業時及び空気補充時の事故調査概要について

事故概要

- ① 2022年中の空気充てん作業時の事故は、18件。
- ・パンク修理作業に関連する事故は、7件(39%)。
 - ・パンク走行等に伴うタイヤの損傷は、9件(50%)その内、引きずり痕の未確認は7件(39%)。
 - ・安全囲い等を使用していなかったケースは、10件(56%)。
 - ・特別教育未受講は、8件(44%)。
- ② 空気補充中の事故は、1件。

事故を防ぐ為に！

まずは、法令順守（労働安全衛生法令で定められた事業者・作業者の責務を厳守しましょう）

- ・空気充てん作業者は、必ず特別教育を受講すること。
- ・エアコンプレッサーの圧力調整弁を適正に調整すること。
- ・安全囲い等飛来防止器具の使用をすること。

1. パンク修理等に伴う空気充てん作業時の注意点

- ・空気を入れてパンク箇所を確認する場合は、安全囲いに入れた上で、100kPa以上は充てんしないこと。パンク箇所がわからない場合は、リム解きし、内面からパンク箇所を確認する。但し、トラック及びバス用タイヤ、小形トラック用タイヤの場合は、安全囲いに入れた状態のまま、少しずつ空気充てんを行い、都度パンク箇所の確認を繰り返すこと。300kPaまでにパンク箇所がわからない場合は、それ以上空気を充てんせず、リム解きして内面からパンク箇所を確認すること。
- ・パンク(バルブ等の損傷を含む)修理する場合は、低内圧走行等によりダメージを受けている可能性があるため、リム解きし、引きずり痕等の異常がないことを確認の上、作業を行うこと。
- ・パンク修理したタイヤは、コードが疲労している場合があるので、空気充てん後、5分以上を目安として安全囲い内で破裂しないことを確認してから車両に取付けること。

- ・下表のビードシーティング圧を厳守すること。

| タイヤの種類 | | ビードシーティング圧 |
|------------------------|-----------------|------------|
| 乗用車用／小形トラック用／トラック及びバス用 | | 300kPa |
| 農業機械用 | 使用空気圧 250kPa 以上 | 250kPa |
| | 使用空気圧 250kPa 未満 | 使用空気圧 |
| 建設車両用／産業車両用 | ロックリング式 | 50kPa |
| | 上記以外 | 300kPa |

※上表にかかわらず、タイヤメーカーの指定がある場合はそれに従うこと。

- ・リムのサビ、フランジ部の変形に注意すること。
- ・コア無し充てんしないこと。
- ・パンク修理したTB用タイヤ、LT用タイヤに空気を充てんする際は、できるだけ頭部を保護する措置(ヘルメット等の装着)及び眼部を保護する措置(ゴーグル等の装着)を講じること。
- ・空気充てん中は、タイヤサイドウォール部の正面から身体を避けること。
- ・空気充てん時、又は充てん後タイヤサイドウォール部からの異音(プチプチ音等)が聞こえたら、ただちに作業を中止し、避難すること。

2. 空気補充時の注意点

・極端な空気圧不足(目安:指定空気圧の半分以下)の場合は、パンク等による低空気圧走行で、タイヤがダメージを受けている可能性あり。

そのままの状態では空気を補充すると、タイヤが破裂し、作業者が死傷した事例あり。

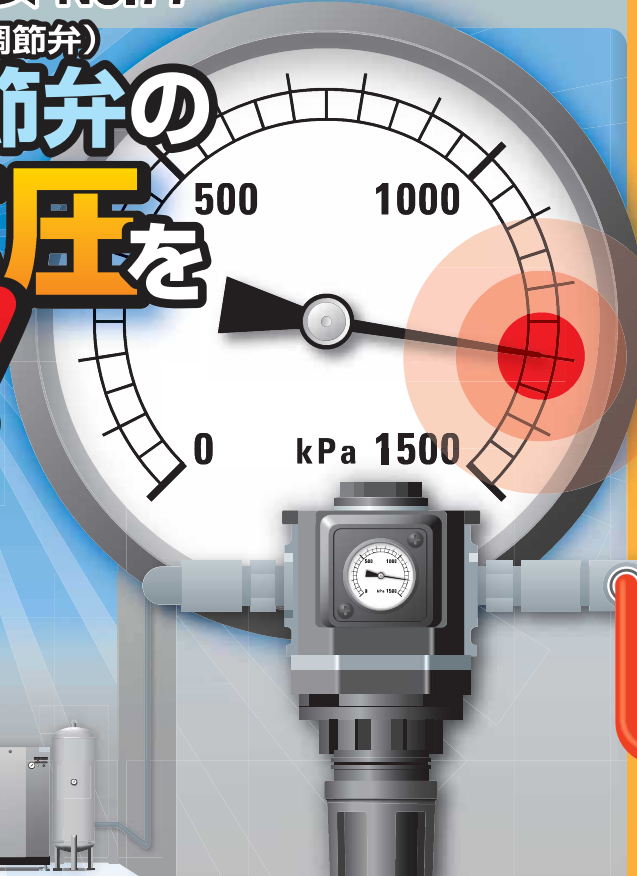
このような場合は、車両からタイヤを外して、リム解きし、タイヤサイド部及び内面部に引きずり痕等の異常がないことを確認した上で安全圏の中で空気を補充すること。

補充作業時又は補充後、サイド部からの異音(プチプチ音など)が聞こえたら、ただちに作業を中止し、避難すること。

尚、パンク箇所を確認する場合は、「1.パンク修理等に伴う空気充てん作業時の注意点」を参照。

(圧力調節弁)

エアコンプレッサー-調節弁の 最高調整空気圧を 変更しました!



| タイヤの使用空気圧区分 (kPa) | 調節弁の最高調整空気圧 (kPa) |
|---------------------|-------------------|
| 400まで | 500 |
| 400超~600まで | 700 |
| 600超~900まで | 1000 |
| 900超~1200 まで | 1300 |

規格で規定されている現状のタイヤの使用空気圧に基づき改訂

過去5年間(2012年~2016年)で

124件の空気充てん作業時の事故が発生!!
4件の死亡事故が発生!!

全て守っていますか?

空気充てん作業時の遵守事項

作業者にも義務が課されています!

作業者の遵守事項



事業者の遵守事項



圧力調節器具の設置

安全囲い等の設置

安全衛生特別教育の実施

圧力調節弁の使用

安全囲い等の使用

ビードシーティング圧300kPaの遵守

※PC、LT、TBの場合

コア無し充てんの禁止

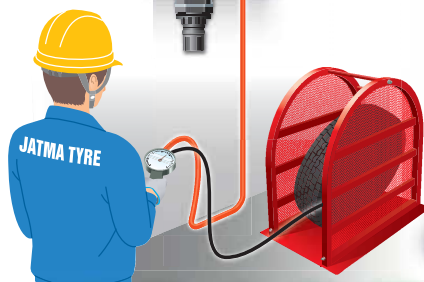
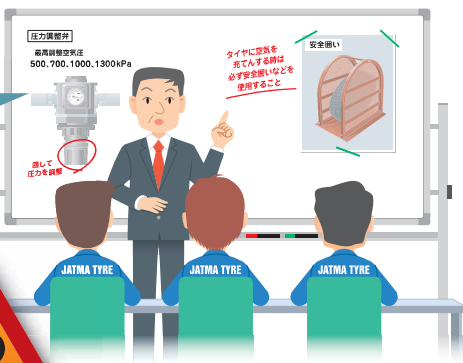
ヘルメットの着用推奨

※バンク修理後のTB用タイヤの空気充てん作業時

違反
すること...

違反
すること...

**6ヶ月以下の懲役
または
50万円以下の罰金**



50万円以下の罰金

※労働安全衛生法119条による

※労働安全衛生法120条による

ルールを守って安全作業



タイヤ

事故事例を教訓に適正作業で
事故ゼロを目指しましょう!

整備作業 注意情報

事例 1

農業機械用タイヤ【リム径の呼び15】を
誤組みし、タイヤとリムが暴発!

古い輸入農業機械等に装着されているタイヤとリムの中には、表示されているリム径の呼びが15であっても、実寸が15.3のものがあります。適合しない組み合わせでリム組みし、空気充てんしたためにタイヤとリムが暴発した事例があり、大変危険です。

交換時の確認事項

■ タイヤ側面の表示を確認

- a タイヤに『15×10JJリム専用』や『輸入リムには組めません』の表示がある場合は、その表示に従ってください。

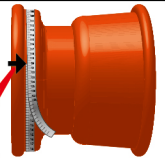
ここに表示



- b リムのサイズがわからない場合や輸入リムかどうかわからない場合

リムのビードシート部の周長を実測します。

メジャーを使ってホイールのこの部分を正確に計測。



計測結果

| リムのビードシート部の周長 | 交換するタイヤのリム径呼び |
|---------------|---------------|
| 約1,194mm | 15 |
| 約1,219mm | 15.3 |

■ 空気充てん時の注意

農業機械用タイヤのビードシーティング圧を遵守!

| 使用空気圧 | ビードシーティング圧 |
|----------|------------|
| 250kPa以上 | 250kPa |
| 250kPa未満 | 使用空気圧 |

※左表にかかわらず、タイヤメーカーの指示がある場合はそれに従うこと。

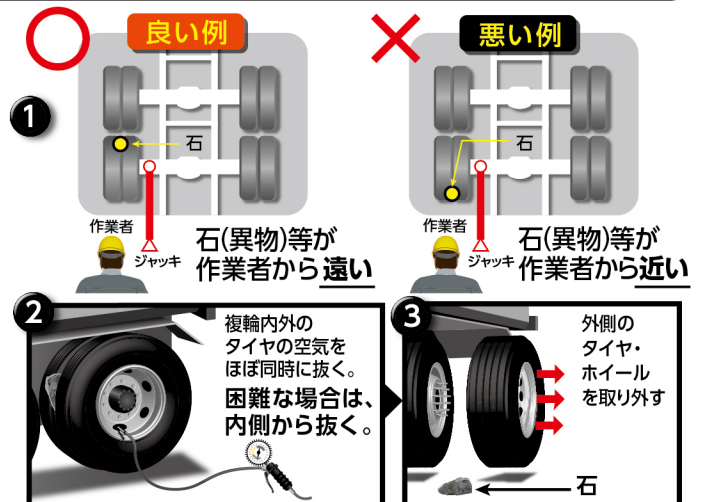
事例 2

複輪間の石噛み除去後、タイヤが破裂!

複輪間に噛み込んだ石を、空気を抜かずに取り除き、サイド部にダメージを受けていたタイヤが破裂した事例があり、大変危険です。

石噛み除去の正しい手順 (作業時はヘルメットを着用してください。)

- 右図のように、噛み込んだ石(異物)等から最も離れた位置で作業者はジャッキアップする。
- 複輪内外のタイヤの空気をほぼ同時に抜く。
 - 同時に抜くのが困難な場合は、内側のタイヤから先に空気を抜く。
 - 空気を抜いている間、作業者はできるだけタイヤから離れる。
 - 内側のタイヤの空気が抜けたら、5分以上放置し、外側のタイヤが破裂しないことを確認し、外側のタイヤの空気を抜く。
- 空気が抜けきった後、外側のタイヤ・ホイールを取り外し、噛み込んだ石(異物)等を取り除く。
- 内側のタイヤ・ホイールを車両から取り外す。
- 噛み込んだ石(異物)等によって、内側、外側それぞれのタイヤが損傷していないか確認する。損傷したタイヤは使用しない。



自身で損傷の有無を確認できない場合はタイヤ販売店等にご相談ください。

点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ（参考）

一般消費者の利益の保護



不当な顧客誘引の禁止

不当な表示の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示

- 例 ●チラシ ●パンフレットや説明書
●ポスターや看板
●新聞や雑誌に掲載された広告
●テレビCM
●ウェブサイト 等



過大な景品類の提供の禁止

景品類とは？

商品・サービスの取引に付随して、相手方に提供される物品、金銭等の経済上の利益

- 例 ●一定額以上の買い物をした人に抽選で提供される賞品
●来店者にもれなく提供される粗品
●商店街の福引きセールで提供される旅行券 等



（出典：よくわかる景品表示法と公正競争規約 消費者庁）

北海道運輸局管内整備事業の現況(令和5年3月31日現在)

(1) 認証工場数及び指定工場数

令和5年3月末現在において、認証工場数は4,179工場で対前年比28工場の減少、指定工場数は1,779工場で対前年比11工場の減少となっています。

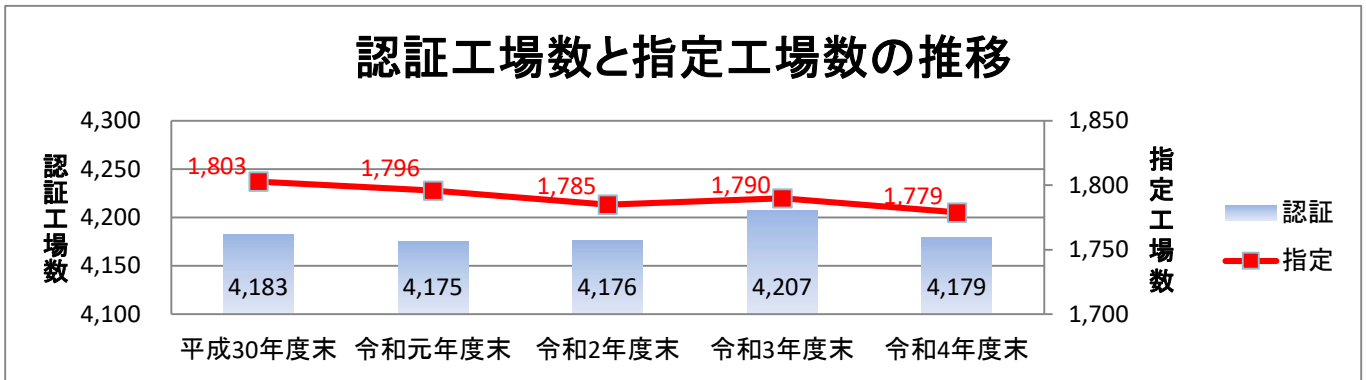
これらを運輸支局別にみると、認証工場数は室蘭で増加し、その他は減少となり、指定工場数は帯広で増加し、旭川は変動なし、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内の全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約40%を占め、続いて旭川が15%前後、その他は10%前後となっています。

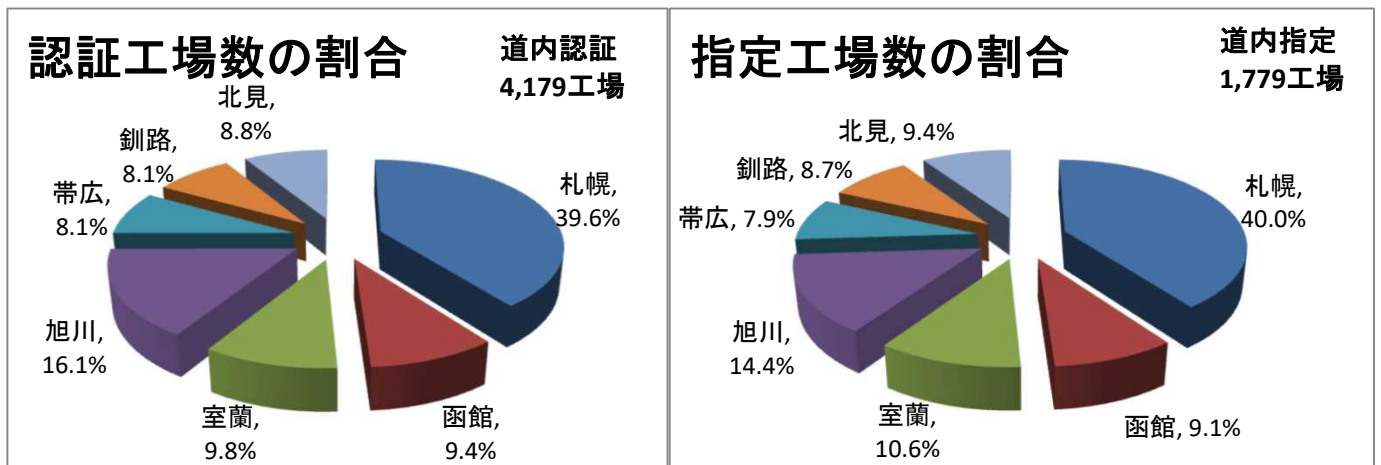
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数(過去5年)

| 支局別 | 整備事業 | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 令和3年度末 | 令和4年度末 |
|------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 札幌 | 認証 | 1,651 | 1,649 | 1,646 | 1,671 | 1,656 |
| | 認定 | 51 | 50 | 49 | 49 | 49 |
| | 指定 | 723 | 719 | 716 | 716 | 711 |
| | 指定/認証 | 43.8% | 43.6% | 43.5% | 42.8% | 42.9% |
| 函館 | 認証 | 394 | 390 | 392 | 397 | 393 |
| | 認定 | 22 | 22 | 22 | 22 | 20 |
| | 指定 | 165 | 164 | 162 | 162 | 161 |
| | 指定/認証 | 41.9% | 42.1% | 41.3% | 40.8% | 41.0% |
| 室蘭 | 認証 | 407 | 407 | 408 | 410 | 411 |
| | 認定 | 15 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 指定 | 190 | 190 | 188 | 190 | 188 |
| | 指定/認証 | 46.7% | 46.7% | 46.1% | 46.3% | 45.7% |
| 旭川 | 認証 | 667 | 666 | 675 | 674 | 673 |
| | 認定 | 39 | 40 | 39 | 39 | 39 |
| | 指定 | 256 | 254 | 254 | 256 | 256 |
| | 指定/認証 | 38.4% | 38.1% | 37.6% | 38.0% | 38.0% |
| 帯広 | 認証 | 335 | 340 | 337 | 343 | 340 |
| | 認定 | 32 | 32 | 31 | 31 | 31 |
| | 指定 | 142 | 142 | 140 | 139 | 141 |
| | 指定/認証 | 42.4% | 41.8% | 41.5% | 40.5% | 41.5% |
| 釧路 | 認証 | 348 | 346 | 343 | 342 | 339 |
| | 認定 | 21 | 22 | 22 | 22 | 18 |
| | 指定 | 159 | 159 | 157 | 158 | 154 |
| | 指定/認証 | 45.7% | 46.0% | 45.8% | 46.2% | 45.4% |
| 北見 | 認証 | 381 | 377 | 375 | 370 | 367 |
| | 認定 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| | 指定 | 168 | 168 | 168 | 169 | 168 |
| | 指定/認証 | 44.1% | 44.6% | 44.8% | 45.7% | 45.8% |
| 局計 | 認証 | 4,183 | 4,175 | 4,176 | 4,207 | 4,179 |
| | 認定 | 199 | 199 | 196 | 196 | 190 |
| | 指定 | 1,803 | 1,796 | 1,785 | 1,790 | 1,779 |
| | 指定/認証 | 43.1% | 43.0% | 42.7% | 42.5% | 42.6% |
| 全国計 | 認証 | 91,788 | 91,644 | 91,532 | 91,790 | 91,967 |
| | 認定 | 2,773 | 2,757 | 2,709 | 2,608 | 2,570 |
| | 指定 | 30,104 | 30,107 | 30,107 | 30,118 | 30,153 |
| | 指定/認証 | 32.8% | 32.9% | 32.9% | 32.8% | 32.8% |
| 局/全国 | 認証 | 4.6% | 4.6% | 4.6% | 4.6% | 4.5% |
| | 認定 | 7.2% | 7.2% | 7.2% | 7.5% | 7.4% |
| | 指定 | 6.0% | 6.0% | 5.9% | 5.9% | 5.9% |

認証工場数と指定工場数の推移(過去5年)



認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合(令和5年3月末現在)



自動車特定整備事業の新規及び廃止状況(過去5年)

| 項目 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|----|--------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| | 新規 | 廃止 | 新規 | 廃止 | 新規 | 廃止 | 新規 | 廃止 | 新規 | 廃止 |
| 札幌 | 30 | 28 | 32 | 34 | 26 | 29 | 50 | 24 | 31 | 46 |
| 函館 | 6 | 9 | 2 | 6 | 8 | 6 | 13 | 8 | 1 | 5 |
| 室蘭 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 8 | 6 | 5 | 4 |
| 旭川 | 9 | 13 | 11 | 12 | 16 | 7 | 11 | 12 | 4 | 5 |
| 帯広 | 5 | 6 | 7 | 2 | 3 | 6 | 11 | 5 | 2 | 5 |
| 釧路 | 2 | 4 | 2 | 4 | 4 | 7 | 5 | 6 | 2 | 5 |
| 北見 | 0 | 6 | 0 | 4 | 2 | 4 | 0 | 5 | 4 | 7 |
| 局計 | 55 | 70 | 57 | 65 | 63 | 62 | 98 | 66 | 49 | 77 |



自動車特定整備事業の廃止理由調査結果(過去5年)

| 項目 | 廃止理由 | | | | | | | | | | 計 |
|-----|------|----|------|---------------|-------|------|----|----|------|-------------------|----|
| | 経営不振 | 倒産 | 工員不足 | 後継者難 事業者死亡 | 事業合理化 | 移転立退 | 転業 | 合併 | 組合参加 | 自己都合 及び その他 | |
| H30 | 3 | 1 | 12 | 3 | 12 | 0 | 0 | 1 | 0 | 38 | 70 |
| R元 | 2 | 2 | 7 | 3 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 65 |
| R2 | 4 | 0 | 10 | 4 | 18 | 2 | 2 | 0 | 0 | 22 | 62 |
| R3 | 4 | 0 | 11 | 4 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 36 | 66 |
| R4 | 7 | 1 | 12 | 5 | 15 | 2 | 0 | 1 | 0 | 34 | 77 |

注:その他に取消件数も含む。

(2)整備主任者数及び検査員数

令和5年3月末現在において、北海道運輸局管内の整備主任者数は10,895名で対前年比73名の減少、検査員数は5,718名で対前年比2名の増加となっています。

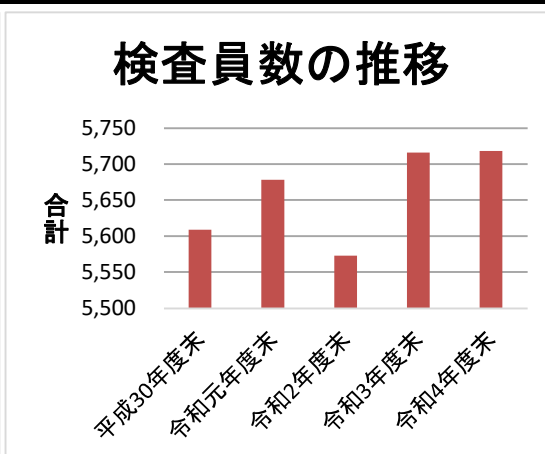
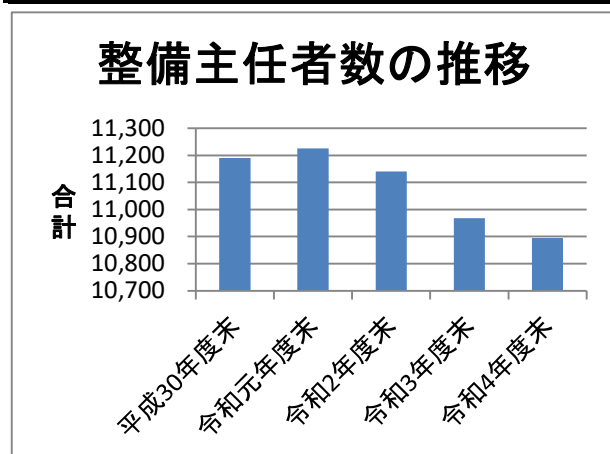
整備主任者数及び自動車検査員数の推移は、ページ下の棒グラフに示すとおりです。

整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

| 項目 支局別 | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 令和3年度末 | 令和4年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 札幌 | 4,595 | 4,597 | 4,583 | 4,506 | 4,453 |
| 函館 | 1,006 | 1,001 | 995 | 965 | 966 |
| 室蘭 | 1,127 | 1,153 | 1,132 | 1,109 | 1,106 |
| 旭川 | 1,694 | 1,723 | 1,714 | 1,664 | 1,664 |
| 帯広 | 1,071 | 1,059 | 1,035 | 1,028 | 1,033 |
| 釧路 | 858 | 854 | 854 | 828 | 807 |
| 北見 | 839 | 838 | 827 | 868 | 866 |
| 局計 | 11,190 | 11,225 | 11,140 | 10,968 | 10,895 |
| 全国計 | 222,041 | 222,290 | 222,062 | 218,513 | 216,842 |
| 局/全国 | 5.0% | 5.0% | 5.0% | 5.0% | 5.0% |

検査員の選任状況の推移(過去5年)

| 項目 支局別 | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 令和3年度末 | 令和4年度末 |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 札幌 | 2,272 | 2,283 | 2,245 | 2,320 | 2,329 |
| 函館 | 480 | 487 | 461 | 472 | 473 |
| 室蘭 | 596 | 600 | 578 | 599 | 585 |
| 旭川 | 835 | 856 | 840 | 869 | 871 |
| 帯広 | 521 | 540 | 536 | 529 | 539 |
| 釧路 | 408 | 408 | 402 | 417 | 416 |
| 北見 | 497 | 504 | 511 | 510 | 505 |
| 局計 | 5,609 | 5,678 | 5,573 | 5,716 | 5,718 |
| 全国計 | 96,097 | 96,822 | 96,904 | 96,927 | 97,189 |
| 局/全国 | 5.8% | 5.9% | 5.8% | 5.9% | 5.9% |



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和4年10月現在

| 対象車種 | | 点検区分等 | 定期点検の間隔 | | | | | | | 車検証の有効期間 | | 備考 (主な車種など) |
|---------|---------|------------------|------------------|--------------|--------------|----------------|-------------|-------------|----|----------|-------------------------|---------------------------------|
| | | | (別表3) 3か月 | (別表4) 3か月 | (別表5) 6か月 | (別表5の2) 6か月 | (別表6) 1年 | (別表7) 1年 | 初回 | 2回目以降 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 運送事業用 | 旅客 | 普通・小型 | ○ | | | | | | | 1年 | 1年 | バス、ハイヤー、タクシー 車いす移動車、電気自動車 |
| | | 軽 | ○ | | | | | | | 2年 | 2年 | |
| | | 幼児専用車 | ○ | | | | | | | 1年 | 1年 | |
| | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | | 1年 | 1年 | 事業用トラック等 (3輪車を含む) |
| | | GVW8t未満 | ○ | トレーラ | | | | | | 2年 | 1年 | |
| | 乗用 | 軽 | | | | | ● | | | 2年 | 2年 | ※貨物軽自動車運送事業の経営届出を提出されているものに限る |
| | | 2輪 | | | | | | ● | | 3年 | 2年 | |
| | 霊柩 | 定員10人以下 | ○ | | | | | | | 2年 | 2年 | バス型霊柩車 |
| | | 定員11人以上 | ○ | | | | | | | 1年 | 1年 | |
| | 大特 | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | 1年 | 1年 | ストラルド・キャリヤ ポール・トレーラ |
| GVW8t未満 | | | ○ | トレーラ | | | | | 2年 | 1年 | | |
| レンタカー | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | 1年 | 1年 | トラック(3輪車を含む) | |
| | | GVW8t未満 | ○ | トレーラ | | | | | 2年 | 1年 | | |
| | 乗用 | 軽 | | | ○ | | | | | 2年 | 2年 | バス 園児送迎車【軽は別表6】 |
| | | 3輪 | ○ | | | | | | | 2年 | 1年 | |
| | | 小型 | | | | ○ | | | | 2年 | 1年 | |
| | 2輪 | 検査対象外軽自動車 | | | | ○ | | | | なし | なし | 250cc以下のバイク(3輪バイクを含む) |
| | | 普通・小型 | ○ | | | | | | | 2年 | 1年 | キャンピング車等 |
| | 大特 | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | 1年 | 1年 | タンク車、冷蔵冷凍車等 |
| | | | GVW8t未満 | ○ | トレーラ | | | | | 2年 | 1年 | |
| | 大特 | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | | | | | | 2年 | 1年 | ホイール・クレーン等 フォーク・リフト等 |
| | | | GVW8t未満 | ○ | | | | | | 2年 | 1年 | |
| | 大特 | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | 1年 | 1年 | ストラルド・キャリヤ ポール・トレーラ |
| | | | GVW8t未満 | ○ | トレーラ | | | | | 2年 | 1年 | |
| | 大特 | 貨物 | 検査対象外軽自動車(二輪を除く) | ○ | | | | | | なし | なし | そり付カタピラ付軽自動車 |
| | | | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | 1年 | 1年 | トラック(3輪車を含む) |
| 家用自動車 | 貨物 | GVW8t未満 | | | ○ | | | | 2年 | 1年 | | |
| | | 軽 | | | | | ● | | 2年 | 2年 | | |
| | 乗用 | 定員11人以上 | ○ | | | | | | | 1年 | 1年 | バス |
| | | 定員11人以上(有償旅客) | ○ | | | | | | | 1年 | 1年 | バス |
| | 乗用 | 幼児専用車(軽以外) | | | ○ | | | | | 1年 | 1年 | 園児送迎車【軽は別表6】 |
| | | 普通・小型 | | | | | ● | | | 3年 | 2年 | 一般の乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車 |
| | | 普通・小型(有償旅客) | | | | | ● | | | 3年 | 2年 | |
| | | 軽 | | | | | ● | | | 3年 | 2年 | |
| | | 軽(有償旅客) | | | | | ● | | | 3年 | 2年 | |
| | 3輪 | | | ○ | | | | | 2年 | 2年 | | |
| | 2輪 | 小型(特種二輪を含む) | | | | | | ● | | 3年 | 2年 | 250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む) |
| | | 検査対象外軽自動車 | | | | | | ● | | なし | なし | 250cc以下のバイク(3輪バイクを含む) |
| | 特種 | 普通・小型(二輪を除く) | 普通・小型 | ○☆ | | ○ | | | | 2年 | 2年 | キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上 |
| | | | 普通・小型(有償旅客) | | | ○ | | | | 2年 | 2年 | 自家用有償旅客に使用する車いす移動車等 |
| | | 大特 | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | 1年 | 1年 |
| GVW8t未満 | | | | | | ○ | | | | 2年 | 1年 | |
| 大特 | | 貨物 | 軽 | | | | | ● | | 2年 | 2年 | 自家用有償旅客に使用する車いす移動車等 |
| | 軽(有償旅客) | | | | | | ● | | 2年 | 2年 | | |
| 大特 | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | | | | | | 2年 | 2年 | ホイール・クレーン等 フォーク・リフト等 | |
| | | GVW8t未満 | | | ○ | | | | 2年 | 2年 | | |
| 大特 | 貨物 | GVW8t以上 | ○ | トレーラ | | | | | 1年 | 1年 | ストラルド・キャリヤ ポール・トレーラ | |
| | | GVW8t未満 | | | ○ | | | | 2年 | 1年 | | |
| 大特 | 貨物 | 検査対象外軽自動車(二輪を除く) | | | ○ | | | | なし | なし | そり付カタピラ付軽自動車 | |

注 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印: 2年 ○印: 1年

2. GVW: 車両総重量

※ 積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

別表3: 事業用自動車

別表4: 被けん引自動車

別表5: 自家用貨物自動車

別表5の2: 二輪自動車(レンタカーに限る)

別表6: 自家用乗用自動車

別表7: 二輪自動車(レンタカーを除く)

別表1・2は日常点検

自動車メーカー問い合わせ先(令和4年4月現在)

| 自動車メーカー名(五十音順) | お問い合わせ先 ※1 | ウェブサイトURL ※2 |
|---|---------------|---|
| いすゞ自動車株式会社 | 0120-119-113 | https://www.isuzu.co.jp/recall/ |
| 株式会社 SUBARU | 0120-412-215 | http://recall.subaru.co.jp/lqsb/ |
| ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】 | 0120-92-2772 | https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html |
| 【ランドローバー】 | 0120-92-2992 | https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html |
| Stellantis ジャパン株式会社 【ジープ、クライスラー、ダッジ】 | 0120-712-812 | http://fcagrouprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php |
| 【シトロエン】 | 0120-55-4106 | https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html |
| ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社 | 0120-711-276 | https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html |
| ダイハツ工業株式会社 | 0800-500-0182 | https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php |
| トヨタ自動車株式会社【トヨタ】 | 0800-700-7700 | https://www.toyota.co.jp/recall-search/do/search |
| 【LEXUS】 | 0800-500-5577 | https://lexus.jp/recall/ |
| ニacol・レーシング・ジャパン合同会社 | 0120-699-250 | https://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/ |
| 日産自動車株式会社 | 0120-941-232 | http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html |
| ビー・エム・ダブリュ株式会社 | 0120-954-018 | https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html |
| 日野自動車株式会社 | 0120-106-558 | https://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php |
| フェラーリ・ジャパン株式会社 | 0120-688-801 | https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/ |
| フォードモーターカンパニー/PCI 株式会社 | 0120-125-175 | http://www.ford-service.co.jp/ |
| フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 【フォルクスワーゲン】 | 0120-509-300 | https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html |
| 【アウディ】 | 0120-598-119 | https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html |
| 本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC. | 0120-112-010 | https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp |

| | | |
|-----------------|--------------|---|
| マツダ株式会社 | 0120-386-073 | https://www2.mazda.co.jp/service/recall/ |
| 三菱自動車工業株式会社 | 0120-324-860 | https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix= |
| メルセデス・ベンツ日本株式会社 | 0120-086-880 | http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html |
| UDトラックス株式会社 | 0120-67-2301 | https://recallsearch.udtrucks.com/ |

網掛けは、今回、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用して確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

リコール検索システム

国内メーカーの車両について車検証の QR コードを読み取って
リコールの対象が検索できるアプリです。



Available on the
App Store

専用アプリは、App Storeから
ダウンロードできます。



ANDROID APP ON
Google play

専用アプリは、Google Play™ストア
からダウンロードできます。



※国外車は対応していません。

専用ウェブサイト

下記の QR コードでタカタエアバッグリコール専用の
web サイトを表示します。

<http://airbag-recall.jp/me.html>



北海道 運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

- 電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
 ○ 輸送・監査担当 011-731-7167
 ○ 検査整備保安担当 011-731-7168
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

- 電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
 ○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
 ○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002

●旭川運輸支局

本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

- 電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
 ○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
 ○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003

●室蘭運輸支局

本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

- 電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
 ○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
 ○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

- 電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
 ○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
 ○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
 ○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
 ○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

- ・検査申請のお問い合わせ **「02181」**
- ・車の登録手続きのお問い合わせ **「037」**

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

- 整備工場の不正等に関する情報
- 不正改造車、迷惑黒煙に関する情報
- 〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡をお願いします。〕
- 未認証行為に関する情報
- 〔場所、工場名、特定整備(※)の内容、特定整備を行った車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕
- ※ 特定整備とは分解整備及び電子制御装置整備のことをいいます。
- 保安基準に関するお問い合わせ
- リコールに関する情報
- 基準緩和、試作車、ユーザー車検について
- 運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報
- 〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン



ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館
 TEL 03-5253-8111

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

- 電話 ○ 管理課 011-290-2751
 ○ 整備・保安課 011-290-2752
 ○ 技術課 011-290-2753
 ○ 保安・環境調整官 011-290-2754

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

- 自動車登録手続き等に関する事務
- 自動車の整備事業の指導監督に関する事務
- 自動車の検査に関する事務
- 運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務